

【令和 6年 4月 1日 更新】 ※基本額の変更

特別養護老人ホーム いこいの海・あらと 利用料金表

1. 介護老人福祉施設の利用料

保険者から発行される「介護保険負担限度額認定証」「介護保険負担割合証」の提示により、利用料は以下のとおりとなります。

<ユニット型個室>

単位：円

○第1段階（市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方、又は生活保護受給されている方 等）

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	793	95	820	300	2,106	65,288
要介護4	862	95			2,183	67,662
要介護5	929	95			2,257	69,968

○第2段階（市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の年額が80万円以下の方）

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	793	95	820	390	2,196	68,078
要介護4	862	95			2,273	70,452
要介護5	929	95			2,347	72,758

○第3段階①（年金収入等80万円以上120万円以下）

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	793	95	1,310	650	2,946	91,328
要介護4	862	95			3,023	93,702
要介護5	929	95			3,097	96,008

○第3段階②（年金収入等120万円以上）

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	793	95	1,310	1,360	3,656	113,338
要介護4	862	95			3,733	115,712
要介護5	929	95			3,807	118,018

○第4段階（市町村民税課税の方 等）

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	793	95	2,006	1,445	4,437	137,549
要介護4	862	95			4,514	139,923
要介護5	929	95			4,588	142,229

○第4段階（市町村民税課税の方 等） ※ 介護保険負担割合「2割」負担の方

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	1,586	191	2,006	1,445	5,423	168,117
要介護4	1,724	191			5,576	172,865
要介護5	1,858	191			5,725	177,476

○第4段階（市町村民税課税の方 等） ※ 介護保険負担割合「3割」負担の方

要介護度	基本額 (サービス費)	加算額	自己負担分		1日の利用合計 (処遇改善含む)	月額(31日間) 利用合計
			居住費	食費		
要介護3	2,379	286	2,006	1,445	6,409	198,684
要介護4	2,586	286			6,639	205,807
要介護5	2,787	286			6,862	212,724

※ 上記金額の他、重要事項説明書に記載された「その他の加算」及び、その単位数にかかる処遇改善加算を個別に算定します。（小数点以下は、四捨五入しております。）

※ 利用料金の変更については、制度改正及び施設の体制に合わせたものとなりますのでご了承下さい。